

新車両基地ボックスカルバート設計業務委託 特記仕様書

- 第1条 適用
本特記仕様書は、新車両基地ボックスカルバート設計業務委託について適用する。
- 第2条 契約条件
本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書及び契約書の規定に従うものとし、また、関係諸法令その他必要な諸基準を熟知し、これを遵守するものとする。
- 第3条 本特記仕様書に記載してある「甲」とは発注者をいい、「乙」とは受注者をいう。
- 第4条 必要事項の補充
本業務を実施するにあたっては、本特記仕様書に明記なき事項についても、業務の遂行上必要なものが生じた場合は、調査職員と協議のうえ対処するものとする。
- 第5条 疑義等
本特記仕様書に記載のない項目及び業務遂行にあたり疑義が生じた場合には、甲乙協議により定めるものとする。
- 第6条 成果品の帰属
本業務により生じた成果は、全て甲に帰属するものであり、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。
- 第7条 変更
本業務の内容及び数量に変更が生じた場合は、甲乙協議の上変更の対象とする。
- 第8条 管理技術者の資格要件
以下のいずれかの資格保有者であること。
a 技術士（総合技術監理部門「建設」または建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
b RCCM（部門は、河川砂防及び海岸・海洋、道路、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、施工計画・施工設備及び積算のいずれか）の資格を有している物。
- 第10条 報告書作成
乙は、業務の成果として、前条の業務内容をもとに、記載する内容、方法等を検討して報告書を作成するものとする。
- 第11条 打合せ協議
事業者との打ち合わせ協議は5回（着手時・中間・納品時）とし、着手時及び成果品納品時には管理技術者が参加するものとする。
- 第12条 電子納品
本業務は、電子納品対象業務とする。
電子納品とは調査・設計・工事などの各段階の成果を電子データで納品することをいう。

第 13 条 業務成果品の提出

- (1) 電子データ(CD-R) 1 部
- (2) 報告書 A4 判(製本) 2 部
- (3) その他監督職員の指示する資料 1 式

監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。

第 14 条 成果品の訂正

業務完了後においても指示した結果に誤りまたは、訂正事項があった場合は、監督職員の指示に基づき、乙の責において修正するものとする。

第 15 条 業務カルテの作成

乙は、契約時又は完成時において、請負金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了の間が 10 日間満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。